

27年4月にスタートする子ども・子育て新制度においては、実施する施設や事業の設備及び運営に関する基準等について、国が定める基準をもとに自治体が条例等で定めることとなっている。新制度に向けた具体的な手続きが10月以降に始まることから、9月議会において条例を制定し、必要な準備を行うもの。

1. 各条例の概要

議案	条例の名称	内容（条例の趣旨）	説明（特徴的な点）	備考	パブコメ
148	北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正	既存の子ども・子育て会議に、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他合議制の機関の機能を持たせるもの。	幼保連携型認定こども園の設置や廃止の際、北九州市子ども・子育て会議認定こども園部会の意見を聴く。		—
149	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	幼保連携型認定こども園について、学級の編制、職員数等に関する基準、園舎・園庭等の設備に関する基準、教育・保育の時間など運営に関する基準を条例で定める。	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び児童福祉施設の位置付けを持つ単一の施設。 幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐもの 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人 	既存の幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園から移行する場合、経過措置あり	実施
150	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例	保護者や事業者が文書の提出等を求めた時、正当な理由なく提示しない場合等に10万円以下の過料を科すもの。	新制度実施により、正当な理由なしに報告、物件の提出等をしない者に過料を科する規定を設けることが可能		—
151	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の確保を図るため、設備・運営について、本市の基準を定めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 児童の集団規模を概ね40人以下。 指導員は2人以上配置（内1人以上は有資格者）。 児童1人当たりの面積は概ね1.65㎡以上。 		実施
152	北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	新たに認可事業となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 各事業における従事者の資格や配置、保育室の面積などを規定 		実施
153	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	新制度における給付の対象として確認を受ける教育・保育施設の設置者や地域型保育事業者が遵守しなければならない基準を定めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準等を規定 国基準どおり 		実施
154	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正	新制度の中で保育所は、①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と②特定教育・保育施設として運営に関する基準を満たさなくてはならない。そのための一部改正。	保育所の運営についての重要事項を追加、保育所の外部評価とその結果公表による質の改善の努力規定を追加、等。		—

2. 国の基準を上回る本市の独自基準について

項目	内容	本市基準	国基準		
		1	本市認可保育所と同様の上乗せ基準の設定	認定こども園、事業所内保育事業	乳児室の1人当たりの面積
2	保育士配置の上乗せ基準の設定	認定こども園、小規模保育、事業所内保育事業	1歳児の保育従事者の配置基準	5:1	6:1
3	本市放課後児童クラブの全児童受入に対応した基準の設定	小規模保育事業B型、事業所内保育事業(19人以下)における保育士の配置基準		3/4以上	1/2以上
4	経過措置	児童1人当たりの面積及び指導員配置の基準となる対象児童の範囲		国基準を含め利用を希望する全児童	留守家庭の児童のみ
5	暴力団排除の取組	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(19人以下)を実施する場合に、連携施設を確保しないことができる。		経過措置なし	5年
		暴力団排除規定		各基準条例に規定	無